

別記様式（第2条関係）

### 瑞穂市上下水道事業審議会会議録

審議会等の名称	平成20年度第3回 瑞穂市上下水道事業審議会
開催日時	平成20年12月22日（月曜日） 午前9時30分 から 11時30分
開催場所	瑞穂市役所巢南庁舎2階大会議室
議題	(1) 今後の瑞穂市汚水処理計画の策定について (2) 供用開始処理区の水洗化向上施策について
出席委員 欠席委員	出席委員 鈴木会長、河合副会長、堀委員、棚橋委員、小寺委員、熊谷委員、平田委員、馬淵委員、二重谷委員、古川委員、細川委員、豊田委員（12名） 欠席委員 西岡委員 棚瀬委員（2名）
	事務局 河合環境水道部長、弘岡下水道課長、下水道課職員（梶浦、工藤、坂井田） 説明員 早瀬企画財政課長
公開の可否 （非公開理由）	公開
傍聴人数	0人
審議の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 第2回会議録の確認</li><li>・ 追加資料の説明</li><li>・ 諮問に対する審議</li></ul>
事務局（担当課）	瑞穂市 環境水道部 下水道課 TEL 058-327-2114 FAX 058-327-2127 e-mail gesui@city.mizuho.lg.jp

平成20年度 第3回瑞穂市上下水道事業審議会 会議録

日 時 平成20年12月22日(月) 午前9時30分～午前11時30分

場 所 市役所巢南庁舎大会議室

出席委員 会長 鈴木 治 副会長 河合 和義  
堀 武 棚橋 敏明  
熊谷 祐子 小寺 徹  
平田 芳子 馬淵 秀雄  
二重谷 伸行 古川 貴敏  
豊田 正利 細川 大二郎

欠席委員 西岡 一成、棚瀬 友啓

事務局 環境水道部長 河合 信 下水道課長 弘岡 敏  
下水道課総括課長補佐 梶浦 要 下水道課長補佐 工藤 浩昭  
下水道課主査 坂井田 剛志

説明のため出席した者

企画財政課長 早瀬 俊一

傍聴人 0名

1. 会長あいさつ

2. 審議内容

- (1) 追加資料の説明
- (2) 資料に関する質疑応答
- (3) 諮問に対する審議

(事務局弘岡) 皆さん、おはようございます。師走のお忙しい中ご参集頂きありがとうございます。会議に先立ちまして、資料の確認をお願いします。次第、二重谷委員からの提出資料、第3回の審議会資料がございます。それでは、上下水道事業審議会を始めたいと思います。まず会長よりご挨拶頂きます。

(鈴木会長) 皆さん、おはようございます、年末のお忙しい中お集まり頂きありがとうございます。第3回の審議会を始めます。よろしくをお願いします。

(事務局弘岡) 本日の出席委員は14名中12名で審議会条例第6条第2項により出席者数が半数に達していますので成立しています。では、会長、進行をお願いします。

(鈴木会長) では、第3回上下水道事業審議会を開催します。第1回の審議会、当審議会は公開が決定していますので、傍聴者がいらっしゃいましたら入場願います。いらっしゃいませんか。では、第3回の審議を始めたいと思います。まず、既にお配りしてある第2回の会議録の確認をしたいと思います。誤字、脱字等後からでも構いませんので、事務局なり、私なりにご連絡下さい。前回、会議を行いましたから、二重谷委員から提案がありましたので、それから進めたいと思います。二重谷委員より説明願います。

(二重谷委員) はい、前回、2つ目の諮問事項である水洗化率向上施策について、かなり、議論が煮詰まりました。それについて、もう少し経済的な施策を含めまして、私の方から提起させて頂きます。基本的にどこを押

さえて行かないといけないかを、全体的に私なりにレビューさせていただきました。全く新しいことではないですが、下水道整備前後で、どういった対策を取って行くべきか、特に整備後、どういう施策が必要か、現在の瑞穂市の取組みと合わせて書いたつもりです。簡単に説明させていただきます。住民への提供すべき情報、説明ということで、下水道への接続の意義、効用、未接続による課題、これは具体的には、接続を行った住民の意見や声、接続した人々がどう評価しているか、情報として提供出来ることが必要です。もうひとつは、水路清掃が年一回町内単位で行われていると思うが、その感想あるいは悪臭だとか、水質汚濁の苦情などを細かく情報収集し公表して行く。そして身近な水環境改善の効果について、これは、前回出ていました60箇所水質調査を行うということでございます。下水道整備との関係で、その水質データを活用しながら、広報して行くのが効果的ではないかと思えます。下水道が整備された場合、水路、河川の水質がどのように変化して行くのか、精度が高くなくて良いので、そのシミュレーションを下水道に接続することの意義と合わせて広報して行くことが必要ではないかと思えます。市として取り組むべきこととして、未接続住民に対する意向の継続的な把握が必要である。今年度、精力的に調査して頂いたが、より細かく調査を継続して行く必要があるのではないかということです。2番目に市による支援ということで、住民の公平性については、十分考慮しなければなりません、制度化できるものについては、制度化することを検討して頂きたい。3番目に、自治会など多様な主体と連携して働き掛けるということで、前回も出ていましたが、自治会の他に、例えば、設備業者に協力頂き、接続を推進する取組みもあるのかな、と思えます。経済対策については、私なりに調べた周辺市町村の例を挙げました。前回、排水設備の工事資金の融資あっ旋と利子補給を提案させていただきました。現在、瑞穂市では期間限定で融資あっ旋の制度を設けていますが、期間が満了しているということでもあります。ただ、融資あっ旋について、岐阜市の例をみると、期間を定めていない。さらに1/2の利子補給をしている。こういったものを瑞穂市でも出来ないかと思えます。経済対策の2番目に下水道の分担金についてです。これは、住民負担として徴収していますが、瑞穂市では減免措置がない様に見受けたのですが、今後、減免措置を検討する余地があるのかどうか。経済対策の3番目に改造助成金についてですが、瑞穂市では2年以内に接続の人に5万円の助成金を出しています。下水道法ではくみ取り便所については、3年以内の接続が義務となっているため、例えば、来年1年間について特別な接続強化年間ということで1年間に限り助成金の制度の復活が出来ないものかと思えます。もちろん、経過措置として、期間が切れてから今日までに接続した人への遡及も考えないといけない。資料の2番と3番については、個人が接続しようとするすると工事費が高額になることへの助成制度であります、瑞穂市の場合は、公共汚水ますまで公費ですのでこのような制度は必要ない様です。それと、既に提出されておりました、私道に対する下水道管布設要綱の一部改正ということでアンケートの中にもありましたが、接続したいが、私道のため出来ない人への条件を緩和することで接続を容易にする。あと、その他として、高齢世帯ということがあったが、障がい者住宅改造費助成制度や高齢者福祉い

きいき住宅改善助成事業など他部局の制度を活用して行くことが必要ではないかと思えます。以上です。

(鈴木会長) ありがとうございます。今、二重谷委員より新しい提案がありましたが、それを踏まえて、事務局から資料の提出がされていますので、事務局より説明願います。

(事務局相浦) 前回、イメージアップ事業や環境に対する意識改善事業やEMのことなどを提案させて頂きました。しかし、今ひとつ市として、本来の目的の水洗化向上に直接的な効果が期待できず、特に経済的な問題が多いことに対する効果が弱いのではないかという指摘を頂きました。二重谷委員から出された資料の中の融資あっ旋及び利子補給について検討させて頂きました。現在ある制度の供用開始後2年間となっている期間を外すことは、前回お話をさせて頂きました。そして、利子補給制度を導入することを検討致しました。資料の現在の状況が上の段で、改正案が下です。20万円以上200万円以下となっているのを20万円以上100万円以下とし、償還期間を12ヶ月以上48ヶ月以内となっているのを12ヶ月以上60ヶ月以内とさせて頂きたい。それから利子補給制度として利子全額を補給するようにしたい。当然予算化も伴ってきます。これを財政支援として検討したいと考えています。それと分担金について、分担金の納付率はどれくらいか、というご質問ですが、これについて現在、瑞穂市の分担金は宅内工事の申請して頂くまでに収めて頂くという制度になっています。ですから加入金制度に似ています。本来、分担金は土地に賦課するもので農地も対象ですが、土地に掛かる制度とは違う制度を採用していますので、前もって納める必要はありません。今のところ西地区は貯金制度を採用していましたので、74%の人が前もって分担金を納めています。別府地区は接続するまでに収めるので接続率と同じ率の人が分担金を納めています。事務局からの説明は、以上です。

(鈴木会長) 続きまして、資料全体について説明願いますか。

(事務局相浦) はい、前回、古川委員さんからの提案で宅内配管について、インターネットを使った公募の話がございました。事務局で、色々検討しました。配付した資料は旧穂積町が地元説明会で配布した資料でございます。見て頂きますと、市民から宅内工事金額が分からないので見本を提示して欲しいということ提示した資料です。配管の例と、概略の工事内容と50万円から150万円の金額が書いてあります。業者もこの金額を知ることとなりました。どうなったかというと工事費の高止まりになります。水洗化促進に訪問した時、最初からこの金額の話が出てきました。役所が金額を提示すると、どうしても工事が高止まりになってしまうので工事費は個々の条件が違うので見積りしきかないのです。配管図を見せて公募しても談合の誘発等になると考えます。こういった工事費の事例を提示したのは失敗だったと思えます。民の競争の中にどうしても官が入るということは過去の例からも良くないです。

(鈴木会長) ありがとうございます。前回からの意見に対する事務局からの説明でした。二重谷委員の意見に対する回答についてどうでしょうか。

(二重谷委員) 融資制度については既に検討が進められており、具体的には議会の判断になりますが、私たちはこういうことを提言していけば良いのではないかと思えます。それと今の説明について質問させて下さい。工

事費を示すと障害があることは十分理解出来ました。この工事費は配管だけですか、トイレの改造費は含まれていないですか。単独浄化槽の所とくみ取り便所の所では、工事費は変わって来る訳ですよ。

(事務局相浦) 排水管以外の工事費は含まれていません。設備が含まれていれば、当然工事費は変わって来ます。過去の工事では、10万円から最高では800万円というのを聞いたことがあります。それは、新しい便器やキッチン、お風呂のリフォーム全てを含めてで、実際に工事費にはそれぐらいの差があるということです。

(鈴木会長) 他よろしいでしょうか。

(二重谷委員) もう1点、共用管工事助成金と水路越工事助成金は、瑞穂市の場合、公共ますまで市が経費負担して設置するからこのようなことは生じないと理解すればよろしいですか。

(事務局相浦) その通りです。岐阜市の場合は、支管から公共污水ますまですべて個人負担ですが、瑞穂市の場合は公共污水ますまで公費です。水路越工事助成金は有り得ないということです。

(鈴木会長) 市として工事見積りを徴収することは難しいということですが、それでよろしいですか。

(古川委員) 市が出来ないということならば仕方無いです。

(鈴木会長) これでかなり意見が出ましたが、第2番目の諮問である水洗化向上施策について、第1回審議会と第2回審議会に出た意見と、今日、二重谷委員から出た意見を水洗化向上施策に入れるということではよろしいでしょうか。

(各委員) 異議なし。

(鈴木会長) では、以上の内容を審議会として、水洗化向上施策として答申したいと思います。よろしくお願ひします。では、いよいよ、第1番目の諮問の瑞穂市汚水処理計画の策定についてを進めたいと思います。第1回目の資料の方に事務局案がありましたので、これを基として審議したいと思います。では、もう一度事務局案を簡単に説明して下さい。

(事務局工藤) 審議する時間がもったいないので、簡単に説明します。A案、B案、C案の3種類の案を比較してあります。A案は別府処理区、西処理区、呂久処理区を除いた汚水処理の未整備地区を全て集合処理で整備した場合の案です。B案は集合処理が効率的なところを下水道で、不効率のところを合併浄化槽で整備した場合の案です。C案は全て合併浄化槽で整備した場合の案です。それぞれの案の概算建設費と維持管理費を出しています。建設費と維持管理費の合計を比較するために建設費を耐用年数で除して1年あたりの費用で比較しています。平成10年までは合併浄化槽が普及していませんでしたので、汚水処理はA案しかなかったのですが、平成10年以後は必ずしも下水道だけということではなくなりました。集合処理の選定については、国土交通省と環境省、厚生労働省が協議し出している効率的か不効率かのマニュアルに基づいて建設費を算定したのがB案です。C案は全て合併浄化槽で整備した場合です。合併浄化槽だけで整備した場合、建設費が一番安いですが、何故駄目かというと、浄化槽には、市町村設置型と個人設置型とあります。現在、瑞穂市は、個人設置型で整備していますが、9割が新築で改造は1割程度しかなく、個人設置型では汚水処理の整備がほとんど進んでいかない。ならば、市町村設置型で、となると合併浄化槽は維持管理費が高くなりますので、トータルで見ると、C案

は不経済であるため、B案を事務局案として提案させて頂きました。  
以上です。

(鈴木会長) ありがとうございます。こういう案が事務局より提示されております。あと、前回、質問のありました人口推移等について簡単に説明して下さい。

(企画財政課早瀬) 瑞穂市の人口ピラミッドは、11月末のものを付けて有ります。この形は理想的に見えます、合計特殊出生率は1.67です。以前は、出生率が2でございましたので、今後どのようになるか、検討する必要があるかと思えます。9頁は合併以後20年までの人口推移です。大字ごとで出せないかということでしたので、大字ごとにまとめました。生津地区は少し減少、穂積地区は減っていたが、増加に転じています。牛牧地区も一時期の伸びは無く南地区は順調に伸びています。11頁は将来推計ということで、総合計画、都市計画、下水道計画の全てでこの数字を使っています。コーホート推計という方法で大字ごとの数字を出しています。平成22年で5万1,900人、今現在が5万1,000人くらいですので、まずまずの数字だと思っています。人口についてはこのようなことです。

(鈴木会長) ありがとうございます。あと、13頁からの起債償還表について説明願います。

(企画財政課早瀬) 13頁ですが、建設期間が30年、償還期間が30年、利率が2.5%とした場合の起債の償還表でございます。これによりますと、平成23年から実施することになれば、26年目の平成48年が起債残高のピークになり、32年目の平成54年が償還額のピークです。14頁の表は、それぞれの会計の起債の残高です。それに、これからの公共下水道の計画を入れ込んだものです。要するに、瑞穂市全ての起債の残高の合計とご理解いただければと思います。一般会計は平成20年度がピークになっています。合併してからの額の小さい起債は償還が終わっていますので、どんどん、起債残高が減っています。平成30年までの小学校、中学校、保育園等の増改築も含めまして大きな事業はだいたいピックアップして見込んであります。平成31年以降については参考までということでご理解頂きたいと思えます。基本的には起債残高が150億円を超えることはほぼ無いと考えています。起債の7割程度は交付税で全て返って来ますし、下水道についても概ね半分が補助金、残りの4割前後が交付税で返って来るということをご理解頂きたいと思えます。16頁は公債費の元金と利息です。通常、元利均等で借りているのがほとんどですので、毎年、返済額に余り変動はありませんが、これに公共下水道の分を足してみました。ここ2・3年がピークでだいたい15億円くらいでございます。平成54年のピーク時が平成19年度にあったとしたら、実質公債比率は12.2%で8.6%押し上げると考えられます。これから公共下水道を実施した場合、平成54年度の実質公債比率は約8.7%と想定しております。全県下の状況からみますと、だいたい、下水道をやっているところの公債比率と大差ない数字になると考えています。18、19頁は参考までに一般会計とコミュニティ・プラントを足した普通会計ベースでの決算額です。19頁の一番下に基金の残高と地方債残高を書いております。

(鈴木会長) ありがとうございます。これから下水道計画を審議するにあたり、

- 人口動態がどうか、起債残高がどう推移するか説明頂きました。以上のデータを基に審議して行きたい。意見を出して頂きたいと思います。
- (河合委員) 今の資料について質問します。14頁の起債残高表ですが、平成20年がピークで、124億円となっています。平成21年度が105億4,000万円で前年度比18億円くらい減額となっています。16頁では、平成21年度に11億円返済するということですが、予算的に7億円の償還不足となっていますが、現実にそういうことは有り得るのでしょうか。ちょっと不思議に思います。
- (企画財政課早瀬) 合併した当時の合併特例債は償還期間を5年とか10年とか比較的短い期間に設定しております。ここ数年で一気に減っています。
- (河合委員) 一気に減って行くのは良いが、予算書にはこの様に上がってくる。借りた年数は関係ない。来年度予算は歳出で30億という歳出になる訳ですか。
- (企画財政課早瀬) 5年償還で借りていたのが多くあるので、平成20年度で終わってしまいます。合併当時は財源があったので短く期間を設定して返していた。
- (河合委員) 平成21年度が18億8,000万円がピークなのですが、税収の1/3も一度に償還できるのですか、それだけ言われるのなら大丈夫だと思いますが。そんなに返せるなら、もっと事業が出来ていたはずだと思います。そんなに財政が良いとは思えない。
- (平田委員) それに関連して、健全化判断比率とかの説明のときに平成22、23年頃がピークとの説明だったが、残高でいくと平成20年度がピークだと思うのですが。
- (企画財政課早瀬) 公債費のピークが、平成23年度です。
- (平田委員) 残高は平成20年がピークだが、返す額は23年がピークだということですね。
- (企画財政課早瀬) その通りです。
- (平田委員) 平成23年のピークで、実質公債費比率はどれくらいになるのですか。
- (企画財政課早瀬) 交付税で7割が返って来るので、その数字が急激に変わることはないと思います。下水道整備が増えても12%くらいで納まると思うし、そういう経営をしていかないといけないと思います。
- (平田委員) そういうことだと思います。12%という数字は他市町村と比べても問題無いと思います。
- (河合委員) これもひとつのマジックだと思う。交付税で算入してくれるといっても、こう不景気になってくると交付税が切られてしまった場合にどうなるか。安全は安全だと思うが、実質公債費比率ばかり見て、低いからいいぞ、というのは少し懸念がある。
- (平田委員) 今まで大きな事業を行っていないから公債費比率が低いのではないか。
- (河合委員) 事業をやっていないのではなくて、国が認めているものだけで、単独事業はやらなくて、あまり特徴の無い、標準的な町だということですよ。こんな計算通りうまくいくのか。
- (鈴木会長) 今日は、この表が正しいということで進めたいと思う。もし、修正点があれば、議論したい。あと、これからの計画をどの方式でいくかを決めたい。その前に質問、意見があれば出して下さい。
- (小寺委員) 現在は側溝の清掃を自治会で行っているが、下水道の面整備をして、

雨水だけになれば、側溝を市で管理するということになるのですか。

(堀委員) 雑排水を流している間は、各自治会で負担してくれと、そして、下水道が完備した場合は、市で面倒をみると確か都市整備部長か調整監が議会で答弁したと記憶している。

(豊田委員) 個人的に思うに、側溝の掃除というのは、自分達が使うものは自分達が掃除するというボランティアの気持ちから発生している。だから、行政がああしなさい、こうしなさいと言うものではないということを理解して頂きたい。下水道が出来たから止めてしまうのではなく、皆さんのお力をお借りして町を少しでも綺麗にしたい。側溝をすべて、市でやれということになると、道路認定の倍の距離がある。できれば、ご協力を頂ければと思います。

(鈴木会長) 側溝清掃については、今回の議論から外したいと思います。

(堀委員) 本田団地の檜の木台は合併処理で5年に1回くらい側溝掃除している。古い本田団地は、単独処理で1年に2回くらい側溝掃除している。負担が少ないのは事実です。

(豊田委員) 下水道ができれば、頻度は少なくなる。すべて無くなるという発想ではない。

(古川委員) 先程の公債費比率の話は何億とかでピンと来ないですが、ここで出されたA案、B案、C案はどの方法を採用しても下水道の役割は満足出来るのですか。市のホームページで下水道の役割は、川や海が蘇ります、さわやかな生活が出来ます、暮らしと環境が良くなります、と3点あります。例えば、悪臭のないさわやかな生活は合併浄化槽でも間違いなく基準を満たすのか、臭いがしないのか。ドブや水たまりがなくなるとあるが、合併浄化槽ではどうしてもドブや水たまりが出来て、蚊や害虫などが発生すると思うが、市はどの方法を採用しても満足できると考えていますか。

(鈴木会長) 事務局どうですか。

(事務局 相浦) 比較表ですが、A、B、C案、これは経済的な比較ということでシミュレーションを作りました。今のご質問は合併浄化槽についてどの様に認識しているかということだと思います。経済が右肩上がりの場合の今までの下水道は、家屋間距離がどれだけあっても取りに行くということでした。人口が減少し、税収も減少して行く時、効率的な汚水処理を考えた時、合併浄化槽でも良いのではないかとということで3省によって家屋間距離が長い場合は合併浄化槽でも止む無しということで合意マニュアルが出来てきた経緯があります。瑞穂市の現状を見た場合、人口の減少、財政的な負担を踏まえると、将来に渡って基盤整備として下水道整備が必要ではないか、合併浄化槽では効率的ではない。そして、前回の資料にもあったように、合併浄化槽の水質は日間平均であるということです。家屋間距離が長かったり、山間部では河川の延長が長かったり、水が豊富であれば希釈される程度水質が不安定でも綺麗になる。しかし、市街化区域の中で合併浄化槽にした場合、依然、バキュームカーが街中を走り、管理が個人に任せられるという点で、集合処理の方が、水質も長期的にみると安定的で、かつ、衛生的であると考えております。

(古川委員) 分かりました。C案が水質的に将来に亘って不安があるというのであれば、今後、合併浄化槽ではまずいので、省かれるかをお伺いしたかったのです。今の話では、部分的には止むを得ないということで進



められると思いますが、効率的なことも考えてC案は推奨されていないが、市町村設置型でなければ、管理も個人に任せるという方法になり、下水道を整備したと考えられるのでしょうか。では、質問を変えます。B案の浄化槽部分は市町村設置型でやられるのか、それとも個人設置型になるのですか。

(事務局 梶浦) B案の浄化槽部分は、費用の関係、効率性、経営、使用料の徴収、浄化槽使用者の意向を考えて総合的に検討して行きます。それと、下水道エリアで合併浄化槽の家については加入して頂けるかという問題がある。市街化区域の中は、現在農地であっても家が建って行き、合併浄化槽の補助金が出していて個人設置している。こういう方に管を伸ばしても接続して頂けるか分からない。現在のところは合併浄化槽の補助金制度もあるので、不効率なエリアは、当分下水道整備しない。基本的に合併浄化槽の耐用年数は下水道より短いので、やり直す時に整備を進めて行きたい。30年間の建設計画からはとりあえず除いています。維持管理については、個人で行って頂きたいが、計画が出来た時に、同じ市街化区域に住んでいて、下水道と合併浄化槽の負担についてどうしていくかという検討が必要、使用料も同等の負担を考えて行かないといけない。

(古川委員) 30年で整備する所を外してあるだけで、今後の動向によっては下水道整備する可能性も大きいということですね。

(事務局 梶浦) 市街化区域については、その通りです。

(古川委員) 何故、この質問をしたかということ、市民としては、同じ市街化区域で下水道の利益を受けることが出来る市民と、出来ない市民が出来るのは不公平だと考えたからです。例えば、下水道が出来た所は、固定資産税が上がって、バランスが取れるようになっていくかどうか分からないですし、又都市計画税があるのかどうか分からないですが、調整区域と市街化区域で違うなら、まだ理解出来るが、集合処理と個別処理を併用されるとなると公平感に欠けると思います。例えば、個別浄化槽で整備する所は、市町村設置型ということにして、広島市のように、市に寄付して貰い、料金を集合処理と同じ料金にして、維持管理を市が行うということであれば、公平感があると思います。

(鈴木会長) 他にご意見いかがですか。

(河合委員) 現実には、新しく出来た家についても管がなければ、合併浄化槽で指導していくのか。例えば、開発計画が出来た場合、合併浄化槽で指示するのか、管を引くのか。

(事務局 梶浦) そこは、効率的な汚水処理整備のための都道府県構想マニュアルというのがある。既設の下水道管からの距離が、例えば100mで3軒ならば効率的で下水道であり、1軒ならば合併浄化槽というように決めて行く。既存住宅については、効率的な所だけ整備し、それ以外の点在するところは合併浄化槽となり、その後、近くに開発があり家の前に下水道管が通った場合、その家のご希望で接続して頂ければ良い。

(古川委員) 現在、別府地区、西地区も、100m離れていると整備されていない訳ですか。

(事務局 梶浦) 別府地区については全て本管が入っている。西地区については、本来、農業振興地域ですので分家以外は建たない筈ですが、農業委員会の許可がおりれば、家が建つ場合がありますので、効率が悪ければ合併浄化槽を指導している。1軒の場合の効率性は、現在80mで判断

している。開発等で何軒か建つ場合は80m以上でも効率かどうか判断して本管を引いている。西地区の場合は、現在ある家屋で管渠の深さが設計してあるので、取り込めない場合もある。市街化区域は全エリアを取込むように設計するので取りに行ける。

(柵橋委員) 今の説明ですと、例えば、100m先に1軒建つ時は合併浄化槽で、その後に、その廻りにどんどん家が建っても、管の高さが取れないと、引けない。B案の線引きは大切になる。後々まで影響が残る設計になる可能性が高いわけですね。

(事務局椙浦) 正直申しまして、市街化区域については将来全てを取り込む様な設計を致します。農業振興地域は農業が主体の地域であり、家屋が建つのは想定外ですが、市街化区域は、全て家が建つという計画ですので、それに合わせた下水道計画にします。ただ、実際、管渠の工事をするかどうかを判断することになり、高さは全て取り込める様にする。

(古川委員) 今の集合処理に加入する時、15万円ほどで済むが、合併浄化槽になると、補助金が40万、50万くらいで、実際作るのに100万円くらいではないですか。

(事務局椙浦) 人槽によって違うと認識しています。

(古川委員) そうすると、60万円くらいの持ち出しになり、そこにも不公平感があると思います。宅内の配管工事は同じくらいなので、浄化槽の補助率を上げないと公平性からどうなのかと思います。

(事務局椙浦) 高度処理型のもので、100万円以上かかると思います。補助金が33万円から40万円です。

(小寺委員) 処理区域内の採算があわない所に、10軒くらい家が建つと合併浄化槽か、共同処理にするのかという指導をして行くのか。

(事務局椙浦) 現在もその悩みがあり、下水道計画があれば将来下水道が出来るので暫定的に集合処理にして欲しいと説明できるのですが、分譲というのは全て一度に建てても一つずつしか売れていかない。補助金を出して集合処理にしても、個人の負担、リスクがある。50人槽の大型浄化槽を付けても一軒で維持管理しないといけない場合がある。だから民間は個別処理を選択する。民間ではそれだけのリスクを持って貰えない。下水道計画があれば、いつ頃下水道ができるので、暫定で集合処理を作って下さいと、指導できるが、下水道計画が無いので出来ない。

(二重谷委員) 今回の3案は経済比較を元に順位を付けている。平成16年の計画では6案あったが、その中から3案に絞った背景を説明して頂きたい。又、総建設費を対象とした経済比較だけだが、受益者としては、それぞれの事業の場合の市の負担と、受益を受ける住民の負担が判断基準になると思う。事業費を比較して一番安いからB案でいこうというのはいかがなものかと思う。もう少し、住民からみての負担、分担金だとか、改造費だとかを示しておく必要があるのではないのでしょうか。是非、次回資料を出して欲しいと思います。もうひとつ、B案を前提にしてシミュレーションしているが、財政課の方にお聞きしたいのですが、起債償還利率を2.5%に設定していますが、これは現在の利率ですか。今、最低の利率だと思うが、市の財政との関連を考慮する場合、起債が全体の事業費の半分くらいを占めるので、元利償還はその利率が1%違うと、その償還計画は随分違う。

2. 5%は楽観的な数値だが、もう少し、経済状況の変動を考慮して、高めの利率を設定した場合に、市の財政にどう跳ね返ってくるかの情報も出して頂きたい。

(鈴木会長) 3つほど出ましたが、まず、6案から3案に絞った経緯は回答出来ますか。

(事務局相浦) 合併した時は、両町のそれぞれの下水道計画がございました。瑞穂市になってからの下水道計画というものは示されていない。先程の話は昨年の審議会の資料だと思うが、5つの案を示させて頂いた。これはどこにも公表されていない内部資料です。瑞穂市全地域を集合処理にした場合で、処理区を分けたら効率的かどうかというのを検討した資料です。それが、8処理区案、6処理区案、4処理区案、2処理区案、1処理区案とあります。何故こうしたかという、下水道事業は処理区の分け方によって事業費、維持管理費が全く違って来る。コミュニティエリアごとの処理区にして行くと理解が得られ易く、接続して貰い易いという考え方が当時あった。校区ごとにしていけば、途中で財政を考えて建設を止めることも可能というメリットがある。1処理区だと初期投資が大きくなるという様なことを検討した資料です。しかし、下水道の経営的なことを考えると合併浄化槽も検討して行かないといけない。最終的に処理分区の選定は、政策的なことになります。純粋な経済比較の場合、瑞穂市くらいの面積では、用地費、維持管理費を考えると1処理区が一番効率的となる。2処理区に分けると維持管理費がまともに掛かって来る。1処理区だと初期投資が負担になってくるが、これを接続に合わせ、処理場の建設を分けて行きます。1処理区の効率的なメリットを考えながら、建設計画を30年とし、処理場の建設も4期に分けて、接続が止まってしまうと、建設も止まる様に整備する。両方のメリットをとった1処理区案を提示しました。今回は合併浄化槽と経営のこと、建設計画を踏まえた計画を提案させて頂いています。

(河合委員) 瑞穂市は河川が多い。それを潜るとなると工事費が高くなると聞いた。技術的に大丈夫でしょうか。

(事務局相浦) いずれにしても、瑞穂市の場合、ポンプ圧送が必要になる。1級河川が多いので、昔でしたら、ポンプの維持管理費と推進工法といいまして、泥の中で管を押しながら布設すると莫大な費用がかかる。現在、ポンプはかなり性能が良くなっていますので、橋に転架し圧送することも可能になっています。

(小寺委員) 以前、1処理区案を議論した時に当時の下水道の担当者が話していたが、輪中があり、なかなか承認が得られないので、1処理区は出来ないと言っていたが、そこはクリア出来ますか。

(事務局相浦) 別府処理区のエリアの選定もそのように分けてあると聞いています。輪中というのは、雨水又は地下水のことであり、下水道は分流式で雨水は入らず、生活排水だけを処理しているということをご理解願得ればと考えています。

(鈴木会長) 他よろしいですか。利用者から見た負担はどうなるかというシミュレーションは出せますか。

(事務局相浦) 今回、C案として出させて頂いているのは個人の負担も含めての総事業費です。これを個人設置の場合、建設費がいくらで維持管理費がどうなるか、現在の制度として出すことは可能です。

- (鈴木会長) もうひとつ、借り入れする時の利率が将来変わる可能性についてはどうでしょうか。
- (事務局相浦) このシミュレーションの起債の利率は2.5%となっておりますが、過去の下水道事業の利率はかなり高い利率で借りている時があれば、低い2.0%で借りている時もある。現在も2.5%ではないですし、1%変わった場合に、一般会計に及ぼす金額についてのシミュレーションを出すことは可能です。このシミュレーションを作った時の2.5%が現状の金利でしたので、2.5%が30年間続くとは思っていません。そして、接続率も85%という数字になっているが、全国平均の数字を使っています。この想定がどうなのか、維持管理費に影響して来るので、そのシミュレーションも変わって来る。条件設定を変えてと言われれば作ることは可能です。あくまで想定ですが。
- (鈴木会長) では、1%利率が上がった場合のシミュレーションを出して下さい。加入率85%を60%で想定したものも出して貰いましょうか。
- (平田委員) せっかく検討資料を作って貰うなら、浄化槽の経費は現在の補助金で個人の負担を出されるということですので、それを公的にやったらどうなるかの資料も出して貰いたい。現状のままで浄化槽の経費を市民から見るとこうですよということではなくて、広島方式で市が維持管理したらこうですよという資料があれば、検討材料になると思うのですが、それは無理ですか。
- (古川委員) つまり、C案を個人設置型と市町村設置型で出して欲しいということだと思うのですが。
- (事務局工藤) C案であれば、基本的には市町村設置型しか考えられないと思いますが。
- (古川委員) ですが、使用料は個人負担になるわけですよね。
- (事務局工藤) それで、8万1,000円ということです。
- (平田委員) C案ではなくて、B案の浄化槽部分を市町村設置型で整備した場合は市民の負担はどうでしょうか。下水道のエリアから外れて浄化槽になってもこういうメリットがありますよということが分かる資料があれば。
- (古川委員) B案の浄化槽部分については、いずれ集合処理という考えですよね。30年以内にやることはないが、いずれは、ということですよね。
- (事務局相浦) 現在も1億程のお金が浄化槽補助金で落ちている。合併浄化槽の人が、浄化槽が壊れるとか家を建替えるという時に管渠を希望されるかどうか聞いて工事して行く。
- (河合委員) 参考までに、上水道はどうなっていますか。旧穂積町でも加入率は70%くらいだと思います、下水道も同じ様な歩みをして行くと思います。上水道も、個人の利便性と経営ということを考えて行かないといけない。家がどんどん建って行って、その中に上水道も井水もある、改善の余地がある。市街化区域は全部家が建ってもすべて井戸だったとなると、どうかと思う。
- (鈴木会長) C案の浄化槽については市がもつという計画案で、B案の浄化槽部分も市がもつ計画ではないのですか。
- (事務局相浦) 下水道計画が出来て、下水道をやる時になって初めて合併浄化槽との均衡性を考えた時の制度としては取り上げることが出来るが、今の状態では、合併浄化槽に対する補助金をお渡しするという考え方です。
- (事務局工藤) 個人設置型でも市町村設置型でもどちらも同じ建設費です。B案の

浄化槽部分は個人設置型か市町村設置型は限定していません。

(鈴木会長) 集合でやっておいて、残りは浄化槽で市が負担すると思っていたのですが。

(事務局工藤) B案は、市でやるとか、個人でやるとかまでは限定していません。

(平田委員) この中で、市がやった場合と、個人でやった場合の経費部分を市民から分かる資料があれば、説得力があると思います。

(河合委員) 合併浄化槽を市が設置する場合、その事業は補助対象になるのですか、起債対象となるのでしょうか。

(事務局工藤) 市町村設置型でも個人設置型でも補助対象になります。起債についてもどちらもあります。現在、瑞穂市は、借り入れしていません。

(小寺委員) 巢南の中地区は既設の特環へ流すということになっているのですか。

(事務局相浦) B案の下水道計画は市街化区域以外の所も取り込むことも出来る。農振地域についても市街化区域と一緒に処理することが可能ですので、中地区も全体の一部です。

(小寺委員) 新しい処理区に取り入れるということですね。

(事務局相浦) そうです、ただし、違う点は現在建っている家だけ取り込む計画です。市街化区域はすべて取り込める計画です。

(古川委員) 個別の合併処理浄化槽の家はいずれ、下水道に加入して貰えるということなのですが、今後30年と長い年月をかけて整備して行くと当然、合併処理浄化槽が増えて行く。市の下水道の整備方針としては、経済効率を考えると、集合処理と個別処理止む無しと、要するにどちらの方法を取っても立派な汚水処理だと。すると、今、合併浄化槽を付けている家は十分環境に寄与しているということになる。益々、加入率が悪くなる。古くなるのを待つという考えしか出来ないのか。分担金を無料にして接続して下さいという様な案は取れませんか。待っているだけでは加入率が悪いような気がする。

(事務局相浦) 今の下水道法では接続義務があります。例え合併浄化槽といえども供用開始の告示がされれば、接続義務が生じて来ます。この法律を基に接続をお願いしますが、なにぶん初期投資をしているので、そのつもりはないということと言われる。7年以内に計画がある所について国は浄化槽の補助金を出していない。7年以上先のところは暫定施設として合併浄化槽を設置している。不効率な箇所は、補助金を出して、浄化槽を設置して貰う。

(古川委員) 確かに今の位置付けはそうだと思うが、法改正の動きもある、その辺は考えていませんか。

(事務局相浦) 今のところ考えておりません。

(鈴木会長) そろそろまとめたいと思いますが、今、B案を中心に色々な意見が出ていますが、今回は、利用者側からの問題点、利率の件、接続率の件のデータを出して頂きます。他に必要なデータありましたでしょうか。そのデータを見ながら、今回は結論を出したいと思います。次回もスムーズにいけるように前もって資料を出して下さい。

では、次回の日程を決めたいと思います。1月28日9時30分からお願いしたいと思います。諮問の2番目の水洗化率向上案の叩き台を次回までに出して頂けたら時間が有ればそこに入りたい。今日はありがとうございました。